南大谷小学校父母と教職員の会 規約

- 第1条 この会は、南大谷小学校父母と教職員の会と呼びます。
- 第2条 この会は、南大谷小学校保護者と教職員が互いに学習し、理解を深め、 全ての児童の健やかな成長を図ることを目的とします。
- 第3条 この会は、南大谷小学校保護者と教職員をもって構成し、所在地を東京 都町田市南大谷 811 番地 1 に置きます。また、本会の設立日を昭和 49年4月1日とします。
- 第4条 この会の運営を円滑にするために、運営委員会を置きます。
- 第5条 運営委員会は総会に次ぐ決議機関とします。
- 第6条 運営委員会は、本部役員、選出された交通安全委員・イベント委員・青 少年健全育成地区委員、教職員若干名によって構成します。
- 第7条 本部は会長、副会長、会計、広報、企画、地区の各担当から構成され、 会員の中からの立候補により選出されます。また、会長及び副会長を務めた者は、本人の希望により就任年度のポイント立ちを免除とします。
- 第8条 この会の目的を達成するため、企画担当及びイベント委員、地区担当及 び交通安全委員、手伝い並びに係を置きます。
- 第9条 会計監査は、保護者から2名、教職員から1名選出します。
- 第10条 この会は、毎年4月1日から、翌年の3月31日までとします。
- 第11条 運営委員の任期は年度に合わせ1年とします。ただし、活動内容によって総会時までの任期となる場合があります。本部役員は総会時までの任期となります。
- 第12条 この会の活動のために、1家庭単位で活動運営費を徴収します。金額は 総会にて決定します。
- 第13条 この会は、PTA団体総合保険に加入します。
- 第14条 定期総会は、年度始めに行ない、必要に応じて臨時総会を開くことができます。
- 第15条 総会は本会の最高機関であって、総会の決議は出席の過半数をもって決めます。
- 第16条 この規約の条文は、総会で3分の2以上の賛成があれば、改廃することができます。
- 第17条 この会で提供してもらった個人情報は父母と教職員の会でのみ使用します。取り扱いについては別途規則を定めます。
- 細則 (慶弔費及び活動運営費)
- 第2条 前校長、前副校長及び前会長、前年度在籍された教職員の不幸の際、弔 慰金として金5,000円を支出する。

第3条 教職員家族またその他の不幸の場合はすべて弔電とする。

第4条 教職員の結婚の際、お祝い金として金5,000円を支出する。

第5条 年度途中の転入者の活動運営費は月ごとに区切り、4 月から7月の転入 者は活動運営費の全額、以下8月から12月は3分の2、1月から3 月は3分の1とする。また、短期転入者は200円とする。尚、退会者 への活動運営費の返金はしない。

規約

第12条 2010年5月14日 一部改定 第7条 2011年5月13日 一部改定 第7条 2012年5月11日 一部改定 第7条 2013年5月10日 追記 第7条 2014年5月9日 追記 第17条 2019年5月10日 追記 第3条、第6条、第7条、第11条 2021年5月14日 一部改定 第12条 2023年5月13日 一部改定 第2条、第6条、第7条、第8条、第17条 2023年11月20日 一部改定

細則

2019年5月10日 一部改定 2021年5月14日 一部改定 第5条 2023年5月13日 一部改定